

令和 7 年 9 月 1 日

議 員 各 位

意見書（案）の配付について

令和 7 年 8 月 2 7 日（水）に締め切りました意見書（案）を配付します。
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である 9 月 25 日（木）の 15 時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、10 月 9 日（木）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和 7 年 8 月通常会議 意見書（案） 目次

意見書 番号	提出者	件 名	ページ
14	共産党①	米の安定供給体制の確立と農業基盤強化に向けた施策の推進を求める意見書	3
15	共産党②	企業・団体献金の全面禁止を求める意見書	5
16	共産党③	消費税率 5 % 以下への引下げとインボイス制度の廃止を求める意見書	6
17	共産党④	警察・検察の不正捜査を検証し、根絶を図ることを求める意見書	7
18	共産党⑤	最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復を求める意見書	9
19	共産党⑥	政党助成金制度の廃止を求める意見書	11

米の安定供給体制の確立と農業基盤強化に向けた施策の推進を求める意見書 (案)

2024 年からの米の価格高騰が家計を直撃し、消費者にとって重い負担になっていることに加え、中食・外食業者や学校・病院給食等においては、事業の継続に関わる深刻な問題となっている。政府備蓄米の放出により一定の価格下落傾向は見られるものの、依然として国民生活に大きな影響を及ぼしている。

一方生産現場においては、農業生産資材価格等の高騰が深刻化しており、経営が圧迫されている状況が続いている。

また、50 年余りに及ぶ生産調整施策により、耕作放棄地の増加と農地の荒廃、生産者の高齢化と担い手不足など、国内農業生産体制が脆弱化している。

こうした状況の下、食料・農業・農村基本法に規定される良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態の確保に向けた政策転換が求められている。

よって、国及び政府においては、米の安定供給体制の確立と農業基盤強化のため、以下の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 実質的な生産調整につながる減反制度全体の実態を再検証するとともに、政府備蓄米の拡充及びインバウンド需要による外食産業における米需要の高まりを見越した国内生産量の拡大に取り組むこと。
- 2 拙速なミニマムアクセス米の主食用米への利用拡大や外国産米の輸入拡大は行わず、国内生産力の確保に取り組むこと。
- 3 稲作農業の再生産に必要な経費を保障し、消費者が買い続けられる小売価格を維持するために、生産に係る経費と小売価格との差額を補填するとともに、人手不足への対応など生産者に対する負担軽減策を実施すること。
- 4 米の流通ルートの点検を可能にする制度設計や増産時における輸出ルートの確保により、米の価格安定を図ること。
- 5 若者、新規就農者、地域農業法人への支援を強化し、持続可能な担い手確保の支援制度を創設すること。

- 6 飼料用米、加工用米、輸出用米など国内向け主食用米以外に係る生産販売の支援制度を充実させること。
- 7 農地の維持、活用を前提とした環境保全型農業への転換を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

政党助成金制度は、90年代の政治改革において企業・団体献金の禁止と引換えという名目で導入された。しかし実際には今日まで、政党本部・支部への企業・団体献金は温存され、もう一方で国民の税金である政党助成金を受け取る二重取りが続けられている。

そして政党が政治資金パーティーの名で脱法的に、組織として企業・団体献金を大規模かつ長期にわたって集め、政治資金収支報告書に記載しないなどでいわゆる裏金をつくってきた事実が明らかとなった。

営利を目的とする企業が個人をはるかに超える強大な財力で、政治に影響を与え自己の利益を図れば、政治は大企業、財界に向けたものになってしまうことは明らかである。献金を受けた政党と企業との癒着によって政治が歪められた事例は、枚挙にいとまがない。

これまでも政治と金に関する事件が原因で、公職選挙法や政治資金規正法に違反したとして国会議員の辞職や大臣の辞任が繰り返されてきた。

物価高騰から日々の暮らしを守るために苦勞している国民の裏金事件に対する怒りは、2024年の総選挙、今年の参議院選挙での与党過半数割れという結果にも表れている。

2024年、政治資金規正法の改定が行われたが、パーティー券購入や献金の抜け道を温存し、政治資金の透明化を後退させるものに留まった。

政治と金の問題を解決する上で、政治の歪みを正し、国民主権を貫くためにも、企業・団体献金の禁止が欠かせない。実際、今や多くの政党がこの方向で基本的に一致している。

よって、国及び政府においては、企業・団体献金の部分的な制限ではなく、全面禁止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税率 5 % 以下への引下げとインボイス制度の廃止を求める意見書（案）

国民は長引く物価高に苦しみ続けている。日本銀行の生活意識に関するアンケート（2025 年 6 月調査）によれば、生活にゆとりがないと感じる人が 60% 以上に上り、また帝国データバンクの倒産集計 2025 年上半期報によれば、12 年ぶりに 5,000 件を超えた倒産企業の大半が中小企業である。

2025 年 7 月の参議院選挙では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となった。選挙の結果、消費税減税やインボイス制度廃止を掲げた政党が大きく躍進した。

世界では、110 の国・地域で付加価値税（消費税）の減税が実施され、ベトナムは 10% から 8% への減税を 2026 年末まで延長した。マレーシアは 2018 年の選挙結果を受け消費税を廃止している。中国は昨年末に輸出に伴う大企業への付加価値税還付を削減・廃止した。

税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算している。またインボイス制度は、「食料品などの軽減税率」の導入で、仕入れの税率が複数になったことから、正確な控除額の計算のため必要だとした。消費税率を 5% 以下に引き下げれば、軽減税率もなくなることから、インボイス制度は必要ない。

よって、国会及び政府において、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

- 1 消費税率を 5 % 以下へ引き下げること。
- 2 インボイス制度を廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

警察・検察の不正捜査を検証し、根絶を図ることを求める意見書（案）

去る 2025 年 7 月 17 日、2003 年に発生した滋賀県東近江市の湖東記念病院事件の再審で無罪となった元看護助手の西山美香さんが国と滋賀県に損害賠償を求めた裁判において、大津地裁は滋賀県警の捜査が違法だったと認定し、滋賀県に賠償を命じた。この事件では当時取り調べに当たった警官が、西山さんの自分への信頼・好意を利用したり、弁護士への不信をあおる言動を繰り返すなどで、警察の描くストーリーに沿う虚偽の自白を作出・維持したと、2020 年の大津地裁再審公判で認められている。西山さんは患者を故意に死なせたとして殺人罪で 12 年間服役していた。

同日の判決では、警官の違法な示唆・誘導や、患者が自然死した可能性を示す捜査報告書を意図的に検察に送らなかった疑いを指摘しており、公正に捜査されておれば、そもそも起訴されていなかったとして、県警の捜査は「個人の基本的人権の保障を全うしつつ事案の真相を明らかにする」という刑事訴訟法の目的に明白に反し違法だと断じている。

また、2025 年 7 月 18 日には、名古屋高裁金沢支部において、39 年前に福井市で中学生を殺害したとして 7 年間服役した前川彰司さんに再審で無罪を言い渡した。本判決では、捜査に行き詰まった警察が、重要証人に飲食で便宜を図る、現金を渡すなど不正な働きかけや誘導で嘘の目撃証言をつくった疑いがあると判断した。また、目撃証言が事実と違うと知りながら不利な事実を隠す不公正な意図で、検察官が裁判で事実と反する主張をしたと断じ、不誠実で罪深い不正と批判して、これら警察・検察の行為は、刑事司法全体への信頼を揺るがす深刻なものだと指弾している。2025 年 8 月 1 日、本件は検察が上告を断念し、無罪が確定している。

これまでも袴田事件では、肉体的・精神的苦痛を与えて自白を引き出したのは実質的な捏造であると指摘され、物的証拠も捜査機関による捏造の可能性が極めて高いとされ、大川原化工機事件では、否認したのに容疑を認めたという調書をつくり、だまして署名させるなど事件自体が捏造であったことが明らかになった。

このように警察・検察の不正捜査を断じる判決が後を絶たない。たとえ賠償や謝罪が行われても罪を着せられた人が失った時間は戻らない。公権力が意図的に人を罪に陥れることは絶対に許されない。

よって、国及び政府においては、警察・検察の不正捜査を根絶するために、以下の措置を講ずることを強く求める。

記

- 1 警察・検察の捜査の在り方を正すため、関係機関から独立した公的な第三者

委員会で速やかに検証を行うこと。

- 2 自白強要をなくすため、取調べの全課程の録音・録画を徹底すること。
- 3 法務省の拘置所に収容すべき被疑者を警察の留置所に入れる代用監獄の廃止など捜査・刑事司法の在り方を早急に見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

最高裁判決に基づき全ての生活保護受給者に対する速やかな被害回復を求める意見書（案）

2013 年から 2015 年にかけて、生活保護基準のうち生活費の部分にあたる生活扶助基準が平均 6.5%、最大 10%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。

本件引下げについて、本市をはじめ全国 29 都道府県で最大時 1,027 名の原告が取消しを求めて提訴したところ、2025 年 6 月 27 日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり、憲法第 25 条の生存権に違反すると認定し、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す原告勝訴判決を言い渡した。

本来法治国家として国は、司法が下した判断に従い、速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずである。ところが国は最高裁判決から 2 ヶ月が経過しているにも関わらず、未だ同訴訟の原告をはじめとする生活保護受給者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置をとらず、違法状態を放置している。

生活保護受給者の多くは高齢者や障害・傷病者であって、数百万人の生活保護受給者のうちには、10 年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第 25 条）と個人の尊厳（憲法第 13 条）を侵害され続けている状態にある人もいる。最大時 1,027 名の原告のうち、すでに 2 割を超える 232 名が亡くなっている（うち、本市では 9 名の原告のうち 2 名が死亡）ことから、最高裁判決に基づくすべての生活保護受給者の被害回復を、一刻も早く行うことが切実に求められている。

また生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴い、これら諸制度の対象者への悪影響も生じている。同影響の調査及び被害の回復を行うべきである。

よって、国及び政府においては、最高裁判決に従い、被害の回復と、こうした違法行為が二度と繰り返されることがないように以下の措置を直ちに講じることが強く求めるものである。

記

- 1 原告や保護費の引下げの影響を受けた全ての生活保護受給者に対して国は、真摯に謝罪すること。
- 2 専門家委員会の審議を理由に被害回復を引き延ばすのではなく、未払いの差額保護費を遡及支給するなど被害回復を行うこと。また各地の係争中の訴

訟を速やかに終わらせ、被害回復に取り組むこと。

- 3 その他影響を受けた 2013 年当時から現在までの生活保護受給者に対する違法な行政処分の速やかな被害回復を進めること。
- 4 生活保護制度と連動する諸制度（就学援助など 47 の制度）への影響についても実態を調査し、被害回復を図る方針を直ちに表明すること。
- 5 違法とされた保護基準の設定に至る経過について原告、弁護団、当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

政党助成金制度の廃止を求める意見書（案）

政党助成金制度は、政治改革の下で企業・団体献金の禁止と引換えに導入されたが、実際には政党本部・支部への企業・団体献金は温存され、一方では国民の税金である政党助成金を受け取るという二重取りが 30 年間続けられている。

1995 年に政党助成法が施行されて以降、国民に一人当たり 250 円を負担させ、毎年 250 億円以上もの税金が日本共産党以外の各政党に配分され、2025 年 4 月分までの総額は、約 9,565 億円に達している。

そもそも国民は、自らの思想、政治信条に従い支持政党に寄附する自由と権利を持つ。政治資金の拠出は国民の政治参加の権利そのものである。ところが税金を政党に配分する政党助成金は、その仕組みによって、国民は自らが支持しない政党に対しても強制的に寄附させられることになっている。

政党助成金を受け取っている各党の本部収入に占める比率（直近 2023 年分）は、自民党が 70.5%、立憲民主党は 85.0%、維新の会は 77.9%、れいわ新撰組は 81.8%などとなり、制度導入時には「税金に過度に依存しないことが必要」との議論があったにもかかわらず、いまや政党助成金を受け取っている多くの政党が、その運営資金の大半を税金に依存しているのが実態である。

政党は、何よりも国民の中で活動し、国民の支持を得てその活動資金をつくるのが基本である。政党が、国民・有権者から浄財を集める努力をせず、税金頼みになっていることから、金への感覚が麻痺し、庶民の痛みがわからなくなる腐敗政治をつくりだす一つの根源であることは重大である。民主主義を壊す有害な税金の使い方は許されないことから政党助成金制度は廃止すべきである。

2024 年の臨時国会で、政党助成金をペナルティーとして利用する制度を 1 年後に創設することが盛り込まれた。しかし今行なうべきは、政党助成金の利用ではなく、廃止の議論である。

よって、国及び政府においては、速やかに政党助成金制度を廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。